

平成 15 年度第 1 回 豊田市 PCB 処理安全監視委員会 議事録

日時：平成 15 年 10 月 3 日（金）午後 2 時 30 分～午後 4 時 45 分

場所：南庁舎 5 階 南 52 会議室

議事次第

1. 委嘱状交付
2. 市長あいさつ
3. 環境省(吉澤課長補佐)あいさつ
4. 環境事業団(長尾理事)あいさつ
4. 委員紹介
5. 委員長、副委員長の選出について
7. 議 題
 - (1) 安全監視委員会について
 - (2) これまでの経緯について
 - ・ これまでの経緯
 - ・ 処理施設の設置
 - (3) 豊田 PCB 廃棄物処理施設の概要説明
 - (4) 収集運搬について
 - ・ 収集・運搬ガイドライン
 - ・ 収集運搬体制づくり
 - ・ 市内収集運搬ルート
 - (5) その他(質疑等)

開会の辞

司会(調環境部専門監)

ただいまから、「平成 15 年度第 1 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会」を開催させていただきます。

各位におかれましては、ご多忙の中、定刻までにご参集いただきまして大変ありがとうございます。

私は本日の司会を担当させていただきます、豊田市環境部専門監の調と申します。よろしくお願いいたします。

なお、当委員会でございますが原則公開ということで開催させていただきます。なお、本日の会議ですけれども、冒頭の市長挨拶までについては、報道関係者の写真撮影を許可しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に次第の第 1 の「安全監視委員会委員委嘱状交付式」を行

わせていただきます。

豊田市長（鈴木公平）より委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。
市長お願い致します。

（市長より各委員に委嘱状を交付）

引き続きまして豊田市長よりご挨拶申し上げます。

鈴木豊田市長

一言お願いも含めまして、ごあいさつさせていただきます。ただいまは、さっそく委員就任につきましてご承諾いただきましてありがとうございます。PCBの処理というのは豊田市にとっては勿論初めての経験で、今回の処理を豊田市内で行うか否かにつきましては、若干の紆余曲折がございましたが関係の皆様のご理解とご努力によりまして比較的粛々と進めることができました。関係の皆様には大変厚く感謝をさせていただいている次第でございます。

いうまでもないことではありますが、PCBは日本におきまして、過去30年に渡っての負の遺産として、ずっと保管されてきたという経緯があるわけではございます。2005年に環境をテーマにした博覧会が行われますが、愛知県はこの環境への取組みについては、ある意味では世界に情報発信していかなくてはならないわけで、日程が目前に迫ってきている中、PCB処理についても一定の責任を果たしていくという地域であろうと思いましたが一つと、やはり豊田市内におきましてもPCBが相当量の保管がされている実態がありますので、決して他人事ではなく何とかうまく進められないかなという考えでもって、関係の皆様をお願いしご理解を深めていただく。そういうことを担当職員、スタッフと一緒に取組まさせていただいてまいりました。愛知県が、広域自治体である県の立場で、各関係県との調整を始めとするその役割を確認し対応される中で、豊田市も応分の責任を果たそうということが今回のPCB処理事業のこれまでの流れかなと思っております。

処理にあたりましては、専門家の方々からも様々なご意見をいただくなかで進めてまいりました。いよいよ2005年の9月には操業が始まるという段階になってきましたが、私はこれからの作業がまた一つテーマとして大きな課題であろうと思っております。とりわけ、この処理施設の運営も含めて安全がきちんと担保されなければならないと思っております。担保されていくであろう技術も進んでおりますし、念には念を入れた形で今計画を進めていただいておりますので、その方向でいくであろうということは十分予測されます。

それにしても、色んな方々に関わっていただいでできるだけ開かれた形で一連の事業ができるだけ問題ない形で成功裏に終わるため、この事業は十数年かかるそうですが、全体の事業完了までに、その間きちんと進められなければならない

ないという立場で安全監視委員会の役割として皆様方に大変恐縮ではありますが、その方面での活動をお願いをさせていただこうということでございます。そういう意味で責任もあり申し訳ないと存じますが、適切なご意見をいただいでまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。任期については2ヶ年ということですので、公私ともご多忙とは思いますが、安全監視委員会の活動についてご理解とご協力をいただきたいと思う次第でございます。お願いばかりではございますが、お願いさせていただきたいと思います。これで私の挨拶を終わらせていただきます。ありがとうございました。

司会(調環境部専門監)

なお、大変恐縮ではありますが、市長はこの後、別の公務が入っており、退席させていただきますのでよろしく申し上げます。

(市長退席)

続きまして、本日、安全監視委員会の第1回目ということで環境省より、廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課の吉澤課長補佐がお見えでございますのでご挨拶をいただきたいと思います。吉澤様よろしく申し上げます。

環境省産業廃棄物課(吉澤課長補佐)

ただいまご紹介にあずかりました環境省廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課でPCBを担当しております課長補佐の吉澤と申します。よろしくお願い致します。このPCB廃棄物処理事業を統括する省として一言ご挨拶させていただきます。

先程市長のあいさつの中にもございましたけれども、このPCB問題、日本ではカネミ油症事件という悲しい事件が起きた後の長きに渡りまして、処理方法と共に処理体制を整えることが課題となっておりました。平成13年度にPCB特別措置法が国会の方で成立しまして、環境事業団を活用した広域処理施設により日本全国のPCB廃棄物を処理する体制を整えていこうとしているところであります。こちらの処理体制につきましては、豊田市を始め5つの地域におきまして処理施設の立地の手続き等を進めているところでございますが、まだなお15県ほど、東北地方、北関東、甲信越、北陸地方におきましては処理体制が整っておりません。これらの地域を早急に整えることが我が省の現在の課題でございます。と同時に5つの決まりました地域につきましては、円滑な事業の実施のため関係者、関係者と言いますと国、都道府県、市町村、環境事業団、PCBを保管している事業所、使用している事業所及びPCBを造った製造者、これらの関係者の適切な役割分担のもと、環境省としましては、安全の確保をまず大前提といたしまして、きちんとした情報公開を土台とした円滑な事業の推進を

はかっていきたいと思っております。

現在こちらの安全監視委員会に出席させていただいておりますけれども、安全監視委員会のことを申しますれば、安全監視委員会の場を活用させていただきまして、環境省と環境事業団は情報提供、情報公開を行っていくことが責務と考えておりますし、また、皆様におかれましては、当然のことながら情報を見届けるといことが権利でありましょうし、責務であると考えております。いずれにいたしましても、双方向型のコミュニケーションをはかっていくことによりまして事業を一步一步確実に進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

司会(調環境部専門監)

ありがとうございました。

続きまして、国の PCB 処理事業者といたしまして、環境事業団の方々にもご出席させていただいております。ここでご挨拶をいただきたいと思っております。環境事業団の長尾理事様よろしく申し上げます。

環境事業団(長尾理事)

この PCB 廃棄物処理事業を行う環境事業団理事の長尾と申します。本日この安全監視委員会におきまして、私共の豊田 PCB 廃棄物処理事業についてご説明する機会を頂戴いたしましてまことにありがとうございます。

環境事業団は、昭和40年に設立された組織でございます、国の環境政策の実施機関ということでできたものでございます。これまでやってまいりました事業は、住工混在解消のための工業団地の建設とか、大気汚染対策、地球温暖化対策などのための緑地の整備、それから産業廃棄物処理施設の整備、あるいは地球環境基金によりまして内外の環境 NGO の方々へご支援をもうしあげるなどこういったような事業に取り組んでまいりました。

PCB 廃棄物処理事業につきましては、今、環境省の吉澤さんのご説明がございましたが、国から法律に基づきまして広域処理事業の実施機関ということで指定されて仕事をしているわけでございます。既に豊田を含む北九州、東京、大阪、北海道、この5つの広域処理事業について環境大臣のご認可をいただいた上でそれぞれ事業を進めているというわけでございます。

東海4県内の PCB 廃棄物の処理を予定いたします豊田事業につきましては、豊田市をはじめとしまして関係行政機関のご指導のもと昨年10月24日に環境大臣からご認可をいただきました。その後、豊田市の紛争予防調整条例に基づき住民説明等を行わせていただきまして、先日豊田市長から関係自治区長の方々に対して手続き終了の通知がなされたことと承知いたしております。また本年

3月に豊田 PCB 廃棄物処理事業の設置工事の入札公告を行いまして、去る7月28日にクボタ神鋼パンテック(豊田)異工種建設工事共同企業体と契約を致しまして、現在、設計の作業を行っております。こういう設計作業を通じまして、施設の概要も詳細が決まってくるということになります。今後関係法令の諸手続きに取組みまして、その上で施設の設置を進める、こういう手はずが予定されております。この事業を進めるにあたりましては、豊田市から示された受入条件がございますので、これを踏まえ進めることとなります。特に安全性の確保には万全を期します。2番目に情報公開には十分に取組んでいきます。吉澤さんからも双方向繋がりコミュニケーションのお話がありましたが、情報公開には十分取組んでいきます。そういうふうを考えております。事業の実施に際しましては、私共の組織の中に PCB 廃棄物処理事業検討委員会というものを設置いたしまして、これは早稲田大学の永田先生に委員長をお願いしておりますけれども、節目節目でこういう外部の専門家の方々にご指導・ご助言をいただいております。特に豊田事業については、検討委員会のもとに岡山大学の大学院の田中先生を主査とする豊田事業部会を設置いたしまして処理施設の計画段階から運転段階に至るまで、専門的なご指導・ご助言をいただくということにしております。勿論、環境省や豊田市、愛知県などの関係自治体のご指導・ご監督を受けつつ事業を進めるということにしております。国からは補助金の交付や資金調達に対しての債務保証のご支援も予定されております。来年4月には、小泉総理のご方針で、国が出資する特殊会社、日本環境安全事業株式会社に衣替えすることが予定されておりますけれども、このような国のご支援は変わりはありません。この安全監視委員会の場などを通じまして、地元の方々に説明しながら事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

司会(調環境部専門監)

ありがとうございました。

続きまして、「委員紹介」に移らせていただきます。時間の都合もございませんので事務局の席より各委員様を紹介させていただきます。

正面に向かいます左側より、豊橋技術科学大学教授の藤江様でございます。続きまして豊田加茂医師会の岡本様でございます。お隣が周辺自治区代表といたしまして竜神地区代表の兵藤様でございます。同じく太田様でございます。次に周辺企業代表の大豊工業株式会社の大藤様でございます。次に公募の浅野様でございます。同じく公募の伊藤様でございます。

正面右側でございますが、名古屋大学大学院教授の松田様でございます。続きまして、逢妻地区代表の江坂様でございます。若林地区代表の安田様ござ

います。朝日丘地区の中村様でございます。若園地区代表の寺田様でございます。

そして、当委員会オブザーバーとしてお越しいただいております愛知県環境部廃棄物対策課長の森様でございます。同じくオブザーバーの豊田市消防本部予防対策専門監の清水様でございます。

なお、本日は公募市民の三浦様がどうしても外せない用事があるということで欠席となっております。報告をさせていただきます。

また、今回、先程もご挨拶をいただきました、環境省より吉澤様、環境事業団の長尾理事様、同事業団の環境保全・廃棄物事業部長の箇木様、環境保全・廃棄物事業部審議役の児玉様、豊田事業所長の近藤様にご出席を賜っております。

僭越ではございますけれども、当市の出席者についても紹介させていただきます。

豊田市環境部長の成田でございます。豊田市環境部調整監の伊井でございます。環境保全課長の宇井でございます。産業廃棄物課長の真野でございます。

司会(調環境部専門監)

議題に従いまして次第第3の「委員長及び副委員長の選出」に移ります。

本来ですと仮議長を立てて行うところですが、時間の都合もございますので皆様の了解が賜れば、引き続いて事務局にて取り回しをさせていただきますよろしいでしょうか。

(委員より異議なしの声)

当委員会の委員長の選任につきましては豊田市 PCB 処理安全監視委員会設置要綱によりますと「委員の互選によること」となっていますが、いかが取りはからいをさせていただきますでしょうか。

委員

今、司会者の方から互選というお話がでしたが、推薦ではいかがでしょうか。

(委員より異議なしの声)

今日、お見えになられる豊橋技術科学大学の藤江先生が、鹿児島県の屋久島で廃棄物の再資源化の研究をしておられるということですが、私はそういう方に委員長をしていただくのが良いのではないと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

司会(調環境部専門監)

今、藤江幸一先生のご推薦の聲がございましたが、いかがでしょうか。

(その他意見なし)

その他意見もございませんようですので、委員の方々にはご承認いただけますでしょうか。

(委員より異議なしの聲)

ご承認いただきましたので、当委員会委員長には藤江幸一様をお願いしたいと思います。

藤江先生、委員長席へご移動をお願いします。

(藤江先生、委員長席へ移動)

続きまして、副委員長の指名に移ります。要綱によりますと、委員長が指名することになっておりますので、委員長からご指名をお願いしたいと思います。

藤江委員長

それでは、副委員長を私の方から指名させていただきます。

ご承知の通りこの委員会は、市民参加による事業監視の意味合いが強いということで、周辺自治区の代表の方から指名させていただくのが最も相応しいと思いますので、処理施設立地の地元である朝日丘地区の中村委員に副委員長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの聲及び委員の拍手)

司会(調環境部専門監)

それでは、副委員長は中村様をお願いいたします。中村委員、副委員長席へご移動をお願いします。

(中村さん、副委員長席へ移動)

それでは、ここで安全監視委員会を始めるに当たりまして、はじめに委員長よりご挨拶を賜りたいと思います。

藤江先生よろしくお願い致します。

藤江委員長

それでは一言ご挨拶を申し上げます。PCBと言いますと、昔ずっと遡りますと、例えば絶縁性に優れているですとか、高温で安定であるとか、更には蒸気圧が低いということで絶縁油とか熱媒体として広く使われてきました。しかしながら結果はご承知のとおりで、環境問題、健康問題を引き起こしまして、先程も市長もおっしゃっておられましたように、負の遺産ということで残っております。これが今後、ずっと保管し続けるわけには勿論いかないわけです。例えば

災害が起こる、事故が起こることになりますと PCB の漏洩とか、あるいは場合によっては保管している会社の倒産ということがあって行方不明ということも考えられるかもしれません。従いまして PCB を速やかに且つ安全に処理をするということが非常に重要な課題というだと認識しております。

今般、豊田市におきまして PCB 廃棄物処理が実施されるということで、この委員会としましては、事業が安全且つ速やかに進むことを、厳正に監視をしていきたいと思っております。皆様のご協力を得てこれを進めていきたいと考えておりますので、是非ご協力をお願いしたいと思っております。また議事の進行についてもよろしくをお願いしたいと思っております。以上でございます。

司会(調環境部専門監)

ありがとうございました。

引き続きまして、中村副委員長ごあいさつをお願いいたします。

中村副委員長

はからずも副委員長に指名されました中村でございます。

地元ということで、実際私の住んでいる場所もこの設置場所から数百メートルしか離れておりません。ということで地元ということで副委員長に選ばれたのですが、私自身はこういう化学的なことはまったく素人で、全く分からないことが実情でございます。ご指名いただいた以上は一生懸命務めさせていただきますので皆様方のご協力をよろしくお願い致します。

司会(調環境部専門監)

ありがとうございました。

前後してしましますが、議事に移る前に配布させていただきました資料の確認をさせていただきたいと思っております。非常に資料が多くございまして、資料1というような書き方のものが、資料1から資料4 - 3まで7種類ございます。加えまして参考資料というものも配布させていただきました。参考資料の9までは、参考資料9と書いてあります。それに続きまして、冊子が2冊、それからリーフレットが一つございまして延べ12種類の参考資料を配布させていただいております。それからお手元に視察日程アンケートというものもお席の方に配布させていただいております。ご確認をお願いしたいと思います。

それではこれより議事に移りたいと思っております。議事進行につきましては、要綱によりまして委員長が務めるとなっておりますので、藤江委員長よろしくお願い致します。

藤江委員長

それでは早速議事次第に従いまして議事を進めさせていただきますのでよろしくをお願いします。

議題(1)の「安全監視委員会について」ですが、事務局より安全監視委員会についてのご説明をお願いします。

宇井環境保全課長

それでは安全監視委員会についてということで資料1をお開けいただきたいと思います。まず一番目の設置につきましては、豊田 PCB 廃棄物処理事業における安全性・環境保全の確保のため、地域住民及び市民が主体となって監視体制を設置していこうというものでございます。

二番目に監視事項でございますが、委員会は下に書いてあります(1)から(6)までの監視事項を持っております。まず(1)に設計、施行等に関する事項、(2)といたしまして処理施設の運転、安全対策等に関する事項、(3)収集運搬及び運行管理に関する事項、(4)処理事業全般における安全性及び環境保全に関する事項、(5)環境モニタリングに関する事項、(6)情報公開に関する事項です。これらの内容について監視していきたいと思っております。

次に三番目ですが、委員構成でございます。周辺自治区代表、公募市民、周辺企業代表、学識経験者ということで計13名で構成しております。詳しくは、委員名簿をご覧くださいと思っております。

続いて、開催頻度でございますが、今年度については3回程度を予定しております。第1回は今日でございますけども、委嘱状を交付しまして、内容といたしましてはこれまでの経緯、事業概要、国ガイドライン策定状況、収集運搬ルート等をご説明させていただきたいと思っております。第2回目は、11月の下旬から12月の初めに既存施設の視察をしたいということは今検討を致しております。次に第3回目ですが、2月の終わり頃を予定しております。許可の手続き状況、収集運搬の検討状況、市と環境事業団との協定の内容、処理計画の策定状況などを予定しております。平成16年度以降については、まだ事業が始まっておりませんが年3回程度行っていき、それ以降は、軌道に乗れば年2回程度行っていきたくと事務局では考えております。

それから5番目ですが、2ページ目をお開けいただきたいと思えます。委員会だよりの発行ということで、監視事項の欄にあります情報公開の推進の手段といたしまして、委員会だよりを発行して、広く情報提供していきたいと考えております。これらの委員会だよりにつきましては、関係自治区19自治区になるわけですが、こちらの方に回覧をするということです。あと交流館ですとか市役所で閲覧したり配布したりしていこうと考えております。また市のホー

ムページにも掲載して最新の情報を提供していきたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に6番目ですが、委員会の主な役割ということで、環境事業団や収集運搬業者などから監視事項を主体とした事業の状況等の説明を受けまして、その内容の確認を行いながら事業全体の安全を監視していきたいというように思っております。次に(2)ということで、収集運搬業者・処理事業者と市民との忌憚のない意見を交換し、より安全性を追求しながらやっていきたいということがあります。で、参考ということで関係者の関与と事務の流れということで図式がありますが、これは参考ということで見ていただければありがたいと思っております。以上でございます。

藤江委員長

只今、安全監視委員会の役割等について、さらに今後の日程についてご説明をいただきました。何かご質問などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。何かご質問がありましたら、また承ります。

それでは議事を進めさせていただきます。議題の2に移ります。これまでの経緯につきましては事務局から、豊田 PCB 廃棄物処理施設の設置につきましては環境事業団からそれぞれご説明をお願い致します。

まずは事務局からお願いできますでしょうか。

宇井環境保全課長

それでは、資料2-1をお開きいただきたいと思います。これまでの豊田市の経緯ということで、PCB問題の背景として先程ご挨拶の中にもありましたように、昭和47年から新たな製造が禁止され、昭和49年には製造・輸入が禁止されております。それ以後約30年の長きに渡り PCB 廃棄物が保管されている状況で、その間に漏洩したり紛失したりと色々な環境のリスクが増大しているということが懸念されてきています。そういうことで平成13年の5月に、ストックホルム条約が採択されました。世界的にも、無くしていこうということで対応がなされるようになってきたということです。日本においては、平成14年の8月に、その条約に加入しております。国としては PCB の特別措置法ができて、広域的に処理していこうという体制が整備されてきたということがあります。自治体においては、(5)になりますが、まず東京都や大阪においては、独自に処理に対する検討委員会を設置しているという状況がございました。

2番目の豊田市 PCB 廃棄物適正処理検討委員会についてですが、これまでの状況を踏まえまして豊田市でも自動車産業が顕著ということで多くの PCB を抱えております。そういったことを考えまして、いち早く対応に乗り出して豊田市

においても平成12年9月に豊田市 PCB 廃棄物適正処理検討委員会というものを設置し検討に入っております。その検討委員会からは、(1)から(4)にあげました提言をいただきました。今回の安全監視委員会におきましても、(2)にありますように、こういう監視体制を整備せよという提言をうけてこういう形になったわけでございます。

次に3番目ですが、環境事業団による広域処理について豊田市が受入という点についてご紹介させていただきたいと思います。国が、環境事業団を事業主体といたしまして、全国に数ヶ所、7から8ヶ所と聞いておりますが、現在5ヶ所で認可されて処理に向けて整備を進めているところです。その5ヶ所については、北九州市、大阪、東京、北海道室蘭、あと豊田、この5ヶ所について動き出しているということでございます。豊田市においては、(1)ですが、平成13年4月9日に国の方から候補地としてどうですかという打診を受けました。この文書については参考資料2の方に掲げさせていただきましたので、そちらの方を見ていただければ良いかと思っております。次に(2)ですが、平成14年6月に愛知県の方から東海4県で協力を得られるということで豊田市の方に再度協力要請があったということでございます。これについては参考資料3の方にその文書は掲げられていますので参考にさせていただきたいと思っております。それでは2ページ目の方をお願いします。こういうことで要請を受けまして、どうやって動いたらいいか、立地は元町工場に隣接するということで、周辺と逢妻男川流域の対象19自治区でございますけれども、こちらの方の区長さんや区役員さんにご説明をいたしまして、その時に安全性だとか収集運搬についてご質問をいただきました。これについては参考資料4の方に意見と併せて回答等も載っておりますので参考にさせていただきたいと思っております。それと併せまして市議会の方にもご説明いたしまして、同じように意見等をいただいております。これらの意見を十分に検討いたしまして、環境保全に配慮しながら安全に事業が実施できるという判断をしまして、それと同時にここに書いてありますように、国の緊急的事業であること、関係自治体の全面的協力が得られること、工業都市としてこうした PCB などの恩恵を受けながら今までやってきたということを含みまして、条件を付けて、県に対しては平成14年9月19日に、国に対しては平成14年10月2日に回答をしております。条件については、愛知県にはここに書いてありますように から といった内容であります。これにつきましてもその時の文書を参考資料6に掲げさせていただいておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。国への条件ということで、参考資料5の方に載っておりますので見ていただきたいと思います。特に ですが、国への条件の中で、豊田市が検討委員会の中でいただいた内容について反映していただくということを条件付けしております。 に市と事業団と協定を締結してちゃんと

やっていくということと、豊田市の適正処理ガイドライン、これは参考資料7になりますが、こちらの方を遵守していただくということが条件として入れています。それから ですが、市内の PCB をまず最初に優先的に処理していただくという条件も付け加えてあるということを報告させていただきたいと思います。

それから4番目ですが、豊田 PCB 廃棄物処理事業に係る東海地区広域協議会をやっていくということですが、この詳しい内容については後の議題4でご説明することになっておりますので、そちらの方で詳しくご説明したいと思います。ちなみに4県7市で協力し合いながら事業を進めるということで、この広域協議会が平成15年5月に設立したということでありまして、3ページ目でございますが、今まで話したことが時系列に表になっておりますのでご参考に見ていただければありがたいと思います。

以上です。

藤江委員長

引き続きまして、環境事業団からお願い致します。

環境事業団（鍋木部長）

環境事業団環境保全・廃棄物部長の鍋木でございます。私共の本日のご説明は資料2-2に基づきましてお話をさせていただきたいと思っております。

豊田市の宇井課長からもお話がございましたように、PCBの問題につきまして世界的な問題でもありますし、我国はカネミ油症の被害を蒙ったことと、30年間もの長い間処理の体制ができなかったことで、処理の体制を整備することを急ぐことが緊急の課題であったわけですが、只今宇井課長からのお話もありましたように、豊田市におかれましては豊田市 PCB 廃棄物適正処理検討委員会の検討の成果がございまして、これは非常に全国的にみて、私共各地の委員会を見ている立場にありますが、この報告書につきましては大変技術的な検討が深く行われた報告書でございました。資料の2-2にありますように、私共豊田市から受入の表明をしていただきました後、その月の終わりですが、10月24日に環境事業団の PCB 処理事業検討委員会、全国ベースでいろいろ検討する検討委員会を内部に作っているのですが、そこに豊田事業部会を設置させていただきまして、この豊田事業部会におきます検討は、まず豊田事業の処理方式をどうするのか。このテクニカルアセスメントというのが大きな柱でございました。先程、ご紹介をさせていただきましたように、豊田市におかれましては、非常に技術的に深い検討がされた PCB 廃棄物適正処理検討委員会の報告書がございましたのでそれを尊重して、それが市の条件でもございました

ので、それをしっかり尊重させていただくということで検討の土台とさせていただきます。もう一つ、私共が独自に事業検討委員会を設置しているわけですが、こちらの方では全国の処理事業の共通のベースとなりますような技術の検討成果がありまして、平成14年9月に取りまとめた報告書があります。この二つ、これは年度が違いますけれども、市の検討委員会は平成12年・13年度でございまして、この私共の事業部会は平成14年度ですが、それと併せまして豊田市からいただきました受入条件などの地域的な条件、この三つ加えまして検討させていただき、テクニカルアセスメントの結果といたしましては、市の委員会の結論がその時点でも評価として妥当であるということが、溶剤で洗浄する時の洗浄の廃液ですとか PCB そのものですか、これは脱塩素化分解で処理をする、またそのためのPCBを除去する方法としては溶剤で洗浄する、真空加熱分離という方式で除去をする、こういう方法が良いのではないかという結論になったわけです。これは、お手元に分厚い冊子でございまして、「豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の処理施設について」という、豊田事業部会の報告書がございまして、非常に色んなことを取りまとめさせていただいた報告書でして、分厚いのですけれども、特に6ページというところにただいま申しましたような、技術の評価結果が書いてあります。事業を進めるにあたりまして、この分厚い冊子の豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の処理施設について、冊子の21ページに設計上の留意事項ということで、施設を設計する際にこういうことに留意なさいという報告書の中身があります。本日も地区の代表の皆様が沢山いらっしゃるわけですが、この豊田の事業は住居に近いところで行われるそういう事業ですので、地域に信頼され安心してもらえる処理施設としていくための様々な配慮をする、まず安全というために色んなことを考えていって、二重、三重の安全対策を講じていこう。それからその情報については、どんどん公開していくということです。

先程の資料の2-2に戻りまして、事業部会をやりました時に、豊田市の紛争予防条例に基づきます手続きで必要となります事業計画書ですとか、環境保全対策書の骨子についてもご審議いただいたわけでございます。資料の2-2の2ページ目に参りますが、豊田市紛争予防調整条例の手続きを事業部会の検討を踏まえて、行わせていただいたわけでございます。まずは、平成15年の1月6日から条例に基づきまして、事業計画書と環境保全対策書を縦覧をさせていただきました。また1月から2月にかけて、西部コミュニティセンターなど4ヶ所において、関係19自治区の皆様への説明会を開催させていただきました。関係19自治区の皆様の意見書に対しましては当事業団で見解書の案を作成いたしまして、先程ご紹介した豊田事業部会に諮らせていただいて、市に提出させていただきました。その見解書につきましては、関係自治区など26

ヶ所で閲覧させていただきました。その後、平成15年9月12日になりました豊田市長様から「紛争予防条例の規定に基づく諸手続の終了等について」との通知が関係自治区長宛に出されたということで豊田市紛争予防調整条例の手続きが終了しました。私共といたしましては実際に処理プラントを作っていくためには、とにかく処理技術を持っておりますメーカーから一番良いアイデアを出してもらおう。それをしっかり評価して、それを採用していく。そういうことが大事でございます。

そのために、2ページ目の3番ですが、豊田事業部会の報告書の内容を踏まえて発注仕様書等を作成いたしまして、平成15年3月19日に工事の入札公告をいたしました。メーカーに発注仕様書に基づく技術提案を出してもらいまして、技術提案でそれぞれのメーカーが自分ならばこういうふうな施設を造っていく、安全を確保していくなどそういう内容を出してもらって、それを審査させていただきまして7月の終わりですがクボタ神鋼パンテック(豊田)異工種建設工事共同企業体という非常に長い名前ですが、株式会社クボタが代表者で、神鋼パンテックを構成員とします異工種建設工事共同企業体と契約をさせていただいたわけです。現時点では異工種建設工事共同企業体が設計の作業をしているという状況です。以上現状と経過のご報告でございました。

藤江委員長

ありがとうございました。

只今、これまでの経緯について事務局並びに環境事業団からご説明いただきました。この件につきまして何かご質問ございますでしょうか。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。もしございましたらこの後、処理施設についてのご説明をいただきますので、その後にでもございましたらお願いしたいと思います。

それでは次の議題に進まさせていただきます。議題3の豊田 PCB 廃棄物処理事業について、これにつきましては環境事業団からご説明をお願い致します。

環境事業団(鍋木部長)

説明の都合上、スライドを使いたいと思いますがいいでしょうか。それと、できましたら前のほうで指し示しながら説明させていただきたいと思います。

これから説明いたしますスライドは、資料の3番としてお手元にある資料と同じです。この一番最初の表紙にありますのが、出来上がりの完成の予想図です。このような形の建物の中に処理プラントを入れているということでして、外側から見ますとほぼ建物しか見えないというものになるわけです。

ここで、環境事業団とは、というものがお手元の資料にあります、先ほど

理事がお話ししましたとおりですので省略させていただきます。

環境事業団が行いますこの事業につきましては、いわゆる国の事業です。国の指導、監督のもとで全国数ヶ所で、現在5箇所ですがPCB廃棄物の広域処理施設を設置し処理事業を行ってPCBを無害化する、というのが私どもの仕事です。施設を計画し、設置をし、事業をする、それを私どもが全部やるということです。この際、国の支援、これは国の事業ですので、国が施設整備をする時の補助金を導入してくださるとか、補助金以外の費用につきましては、国が債務保証するという事で財政的な支援もしてくださる、という格好になっています。それとPCB廃棄物、これは30年間処理をしたいと思う人も処理施設がないということですからずっと保管されてきているわけですが、なんせ30年前からずっと保管しているということで、もともとそれを持っておられる方の負担が大きい、今でも保管のための費用がかかっているわけです。特に中小企業者の負担が非常に大きいのではないかと、また処理をする時にお金がかかるということで、PCB廃棄物処理特別措置法の中にPCB廃棄物処理基金という基金が作られておりまして、現在この基金も環境事業団が管理させていただいておりますが、実際処理が始まりましたらこの基金から中小企業者の処理費用の負担軽減を図っていきます、というのがこの事業の仕組みです。

5ヶ所と申しましたが、一番初めに始まりましたのが北九州事業でございます。北九州の響灘に施設を作りまして、中国、四国、九州の17県の廃棄物の処理をするということです。それから、豊田事業でございます。中京工業地帯、昔からそうした工業地帯にありますPCB廃棄物を処理させていただく、東海の4県が対象です。それから東京事業、これも京浜工業地帯、京葉工業地帯そういう所のPCB廃棄物がたくさんありまして、それを処理させていただく事業です。それから大阪、これは京阪神の工業地帯を中心にこれもかなりPCB廃棄物があります。それを処理させていただく事業です。それから北海道の事業でして、北海道は非常に面積が広くて道州制という道ですので、こちらでも事業をさせていただくということです。白いところがありますが、これはまだ処理施設の立地が決まってないという場所です。平成13年から始めた仕事ですが、全国ですでにこれだけ処理の体制を整備するという事で仕事が進んできております。これも国の事業として、国、地方公共団体、私ども、処理技術を持っているメーカーが力を合わせ、さらには一流の学識者の皆さんにご指導いただいているということで、進めることができているものだと考えています。

このPCB廃棄物処理事業の豊田の事業については3点書いてあります。ここに高圧トランス及び高圧コンデンサ並びにそれらと同等以上の大きさを有する形状の電気機器と書いてあります。このトランスとかコンデンサというものは、電気を使う工場とか、それからビルの中にある普通の電気機器です。今でも例

えば工場でも、発電所でも、変電所でも電気の電圧を変えるですとか、電気を効率よく使うようにするという所ではトランス、コンデンサは使われております。新幹線もこういう高圧トランスがなければ、PCB という非常に当時もてはやされた優秀な、絶縁材であり、難燃材である PCB という物がなければ走らなかったのではないかと、言われているぐらいです。非常に良かったわけですが、けれども、実際今となってみれば大変厄介な廃棄物となっていて、それら大きな電気機器、それと PCB 油そのもの、PCB 油を含む油、こういったものを処理するという事で PCB の分解量に換算しまして、1日あたり約2トンの処理能力を持つ化学処理方式の処理施設を作って処理を進めていくというのがこの事業です。

これが処理対象の台数です。これはお手元の資料にありますので、省略をさせていただきます。

建設予定地ですが、豊田インターがあって、これがトヨタ自動車元町工場ですが、逢妻男川がありまして、その横にこの施設の建設予定地があります。こういうような場所に建設させていただく、こちらに住居がすぐにあるということで、逢妻男川に工程排水を流さない、浄化槽の水とか、雨水とか、用役排水というものは別ですが、工程排水は発生しないし流さない。住居が非常に近くにありまして、そういうような安全対策に十分気を使ったものでなければ立地をするのにふさわしくないということで、安全対策には非常に気を使った施設にするということにしています。

これは、最初の表紙にもありましたが、施設の外觀イメージです。これが逢妻男川になりますが、ここがご存知の通り坂道になっています。こちらが1階になりますが、これが2階になります。1階は駐車場です。PCB 廃棄物はこの2階から入ります。このような形になるのは、合理性がありまして、この辺では氾濫したことがないと聞いていますが、それでも万一の場合に備えて、こちら側（西側）に入り口を作るのではなく、こちら側（北東側）に作っておけば、PCB 廃棄物の処理をするという意味から言えば安全性がより高いということで、2階から PCB 廃棄物を入れて処理をしたものを2階から出していき、きれいになった鉄くずなどですが、そういうようなことで計画された絵になっています。

これが土地利用の絵ですが、正門から入りまして PCB 廃棄物はすぐに建家内に搬入するという計画です。委員にいらっしゃいます大豊工業さんの工場がこちらです。こちら正門から入りまして PCB 廃棄物を搬入し、きれいになった鉄くずなどをここから払い出していくという格好ですけれども、建物の外にある物は受電・変電設備ですとか、非常用発電設備ですとか、ボイラーですとか、そういったようなもので、PCB を取り扱うのはこの建物の中であるということです。

私どもの施設設計の思想は、この PCB の処理というのはトランスとかコンデンサという電気機器を工場の中に運び込んで、これは大きな鉄の塊のような格好をしていますけれども、ここから液を抜く、それから中を洗浄するという工程があります。それと、抜いた液を分解をする、PCB を分解するといった工程があります。それを外に出していく、リサイクルにまわしていくという工程があります。そういったいろんな工程を全て整合性を持って効率的安全に進めるためには、全体を見ることのできる総合エンジニアリングということが必要ではないか、というのが一つの考え方です。それと安全・確実な PCB 処理方法を採用する豊田事業におきましては、豊田市の設置した委員会の検討の結果をもう一度テクニカルアセスメントしまして、その方式を採用します。それからリスクマネジメントの考え方、フェイルセーフやセーフティネットなど、いくつもの安全策を重ねていくという考え方で多重安全対策を講じていくということです。それと情報公開。私どもの事業の二本柱は安全と情報公開。設計の思想としましては全体の整合性を持って工法の採用、設計から事業の実施、それと情報の公開というものをしっかりやっていく、という考え方でして、出来あがったもの、高圧トランス等は外側は鉄の塊と申しましたが、これは貴重な資源である鉄ですし、中には銅線のコイルなども入っていますので、そういったものをきれいにしましたら、最大限これをリサイクルにまわしていくというのが考え方です。

安全だ、安全だと申しておりますが、具体的には、本質的に安全な施設にするためのプロセスとして、安全設計というのがございます。この施設の中でそれぞれのパーツに分けて、このパーツ、パーツでどういふようなリスクが考えられるかというようなことを計算する、というようなことで、お手元に黄緑色の冊子があるかと思いますが、その冊子が、私どもの PCB 廃棄物処理検討委員会にて報告書としてまとめた安全設計の考え方、やり方、施設の作り方についての報告書です。今お手元にあります報告書は、一歩先を行ってあります北九州事業について行いました安全解析の結果を報告書に取りまとめたものですが、その考え方に基づいて、豊田事業でも同じように安全設計を行って、このような報告書ができていく。要は本質的に安全な設計をする、それを操業監視システムで監視し、その情報は公開する。それと本質的に安全だとは言っても、フェイルセーフということで、人が取り扱う施設ですから人がミスをするということも考えられますし、機械が誤動作するということもありえる。そういう一つの誤動作、一つのミスというのがすぐさま事故に直結することがないように、例えば自動車のオートマチックの変速レバーも、これを動かそうと思ったらブレーキを踏まないとか動かないとかですね。ああいうようにインターロックと申しまして、本来行ってはいけない操作をしようとする機械がそれを

止める、というようなこともあります。ああいうような格好で、人が変なことをしようとしても機械が止める。機械が変なことをしようしたら、すぐ人間がわかる。しかもその機械も、いくつもの装置で、一つ目の装置が故障しても二つ目の装置がその役目を果たす、ということができるようにする。こういういくつもの安全のためのシステムを積み重ねた設計をしていこう、ということです。

これが豊田市で作ろうとしている施設の処理フロー図です。中心部分といいますか心臓部は、脱塩素化反応をするこの反応器です。脱塩素化反応というのは、豊田市が作成した基礎資料の中に PCB とはこんなものだという絵がありますけれども、塩素がビフェニルという物質にくっついているもの。その塩素を外してやれば、ただのビフェニルになるわけですし、こういう脱塩素化反応で塩素を取り外してやるというのがこの施設の心臓部になるわけです。ここに分解完了の確認と書いてありますけど、一回一回、反応槽の中にある間にちゃんと反応が進んで分解が行われていることを確認してからこの槽の外に出す、という点で非常に安全性の高いやり方です。それで例えば高温焼却、30年間作ろうとして作れなかった PCB の高温焼却施設の場合は、どんどん反応が連続的に進みます。従って一回一回外に出す時にちゃんとできたかということを確認しようなどということとはできにくいわけですが、この脱塩素化分解というのは一回一回確認ができるというところで非常に安全性の高いものです。ここで処理をする油はトランスやコンデンサから抜いてきたもの、それとトランスとかコンデンサを洗ったものです。こういうところで洗うわけですが、これは水で洗うのではなく、溶剤で洗ったりします。そうすると、この溶剤の中に PCB が入ってきます。この溶剤はしかも、一回一回捨ててしまうのはもったいないので、ここで溶剤を回収いたしまして、蒸留回収をした PCB をこちらに持ってくる。という格好で、できるだけグルグル再生溶剤として回す。物質の使用量をできるだけ少なくして行って、資源の有効な利用をしていく。それと処理しなければならない PCB はしっかり回収して処理をする。これは液処理残渣も同じで、液処理で出てくる処理後のもの、この中には相当きれいな油がありまして、それを残渣と分けてそれをまた処理に使う。それからどうしても残渣というものに紛れ込んで出て行くというものがあります。この液処理残渣というものの中にも、ここで回収しているのと同じ油が紛れ込んでいる。それを取り出してまた使おう、というような発想です。それからトランスとかコンデンサ、いずれも外側が鉄の容器、内側に銅のコイルがあります。これはもちろんきれいにすれば鉄や銅としてリサイクルができます。ほとんど鉄とか銅とかでできているというふうに見えますけれども、紙とか木とかアルミも若干入っています。入っているものにつきましては、真空加熱分離で PCB を取って産業廃棄物として処理をしていくラインに乗せます。トランス油と細かい字で恐縮ですが、トラ

ンスの油はPCBとトリクロロベンゼンという物質が混じったものになっております。これは蒸留をして、そのトリクロロベンゼンを取って、この廃トリクロロベンゼンの中にPCBが入っていないことを確認をしてリサイクルに回していき、というようなことでして、リサイクルを非常に追及した施設のフローになっています。

多重の安全対策を講じるというふうに申しました。これは一つの例ですが、液処理の設備、反応槽です。反応槽の下にはオイルパンというもの、フライパンの大きいものというふうに考えていただいていると思いますが、トレイがあります。元々このような反応槽は密閉性が高い、パイプなんかもそうです。ですから漏れないはずですが、しかし万が一ということがあるかもしれない、ということでオイルパンというもので抑えるようにしております。さらに、それでもまた万が一ということがあるかもしれないということで、床を不浸透性の床にするようなことにしています。さらにこれ横が立ち上がっていますが、これは意味がありまして、さらにそれでも何か溢れ出そうとするものがあるかもしれないということで、横も立ち上げてそれを防止する、というふうに何重もの安全な対策をしていきます。これは遮蔽フードと書いてありますが、PCBの廃棄物を処理をする工程はできるだけ遠隔操作で行うということにすれば、作業従事者の安全対策にも繋がりますし、またこの中にある空気を排気処理の系統に持って行って処理をするというように、管理しやすくなります。ここにわずかながらPCBが揮発しても、それを排気処理設備に導きまして処理をするということです。さらに、ここの後にまた活性炭が付いていますが、この活性炭というのは排気処理装置の後ろにくっついていて、もしこの排気処理装置が万一故障したとしてもここで止まるようにする。いわゆるセーフティーネットという考え方でこれを作っています。もちろんこの施設の中は、負圧管理といまして、外側の一般環境よりも、ちょっと気圧を下げています。そうするとどういった良いことがあるかというと、空気は気圧の高いところから低いところへ流れ込もうとしますので、この中の空気がコントロールできない状態で外へ出て行くということが無いようになる、という意味で負圧管理ということをしなす。

今申しましたことをこれから何枚かのスライドでごく簡単にお話をしますが、これが二重配管の絵でございます。配管は非常に密閉性が高いのですが、それでも万が一ということがあるかもしれないということで、二重配管構造にして、これも漏洩検知器で漏洩があれば検知するというようなことにしています。

それから、先程の負圧管理をしておりますというふうに申しましたが、その管理も、のんびんだらりとどこでもみんな同じように管理をするということではなくて、管理の程度を高くしなければいけないところと、低くてもいいとこ

ろということで、メリハリのあるような管理をするということが必要でして、PCB 廃棄物を取扱いはしますが、外から運ばれてきた PCB 廃棄物を取りあえず受け入れるところというのは一般取扱区域。その次に PCB 廃棄物が密閉された設備の中でしか動かないというところの、その外側の空気はレベル 1 の管理をするとか、一番気を付けなければならないところはレベル 3 の管理をするということで、レベルを決めた管理をします。これがその概念図ですが、密閉された遮蔽フードの中で PCB 入りのトランスから中身を取り出すというような処理、こういうようなところの管理レベルを高くして外側から遠隔操作をする。それから管理レベルの 2、緩衝室を間に入れて、ここからこちらへストレートに入るのではなくて緩衝室の中を通して入る。ということで空気が入り混じらないようにするとか、急激な負圧の変化があって管理ができなくなるが無いようにする、というような考え方で行います。

それから、これが遠隔操作の概念図です。

液処理設備の安全対策と書いてありますが、これは圧力計とか温度計がいくつも付いている。多重化しますという話をしました。例えば液量計が一個故障しました、そうしたら何かおかしくなってしまうといけませんので、こういうものを二重化します。圧力計も二重化します。温度計も二重化します。というようなことですか、ポンプの二重化しますとか、そういう絵です。

次にオンラインモニタリング装置というのが出てきましたが、これは何者かと申しますと、こういう出てきた排気を処理施設に通して、セーフティーネットとして活性炭を通して出していくということですが、こういうオンラインモニタリング装置というのが PCB 処理のために開発されました。このオンラインモニタリング装置を使いまして、施設からの排気とか作業環境とかをリアルタイムで監視して、もし何か異常があるぞ、という場合にはすぐ対応できるようにしようということです。ただ、外に向かって（公に）目標としております管理の数値を満足しているということを証明するということだと、オフラインモニタリング、これは何かと申しますと、出ていきます排気を法律で定められた方法で採って、それを分析をする。このオフラインモニタリングは、計量証明ができるような事業所がありますので、そういうところで分析してもらう。オンラインモニタリングでは施設の管理、日常的な管理がちゃんとできて、もし異常があったらそれを芽のうちに摘む、というような扱いをいたします。

排水のほうですけれども、この脱塩素化分解は水を作らない反応です。また、トランスなどの解体で水は使いません。そんな意味で工程排水は発生いたしません。ただやはりその従業員はいますので、生活排水、それから用役排水とか雨水とかというものは、それは逢妻男川にこれしか出さないわけですが、流させていただくということ。一方で非常に細かく気も使っていて、ト

ランス油を 30 年間非常に長いこと保管してますと、ひょっとして水がその中に溶け込んでいるかもしれない。そのような水があった場合どうか、ということですが、そういうものもプラント用水としてリサイクルするための処理装置を作っております。このように外には、逢妻男川には出さないように管理をするという設計でございます。

その排水のモニタリングですが、分析室を持っているのですが、この分析排水も貯留をして確認をいたしまして PCB の廃棄物としては大丈夫、無害化されたことを確認して外部に委託処分をするということですし、冷却塔の冷却水とかこういうようなものは逢妻男川に流させていただくのですが、サンプリングして無害化したことを確認をする。

緊急時です。最近いくつかの工場で火災が起きたり、北海道では地震があったりしまして、北海道の地震は震度 6 弱であると言われておりますが、東海の地震もあるとすれば震度 6 弱ぐらいだと想定されておるといことです。私どもの施設は震度 7 まで耐えられるような設計ですが、それでも震度 5 ぐらいに設定震度をおいておきまして、震度 5 以上になれば施設を緊急全停止、これは安全にできるような設計にしています。それ以下でも対応のマニュアルをあらかじめ定めておいて、迅速的確に対応できるようにします。それから、今日はオブザーバーとして消防の方に来ていただいておりますが、日頃から防火設備をどうするかとか、防火規格をどうするかということについてご指導いただいておりますが、こういう備えをしっかりとっていくことで対応しています。その他にも川のそばですから、先程申しましたが浸水のことですとか、停電、断水それと事故とか緊急事態、こういうようなことについて、あらかじめ想定しましてマニュアルを作って対応方を明確化しておき、かつ緊急連絡体制を整備しておいて情報が途絶するということの無いようにします。それと相談がすぐにできるようにします。こういう専門家から助言を受ける支援体制の整備もしておきます、ということで進めます。

これも、また今申しましたようなことを特別にいくつかのスライドでこの後続いていますけれども、ごく簡単に申しますと地震対策は震度 5 というところに設定震度をおいて、これを感じる感震計も 3 台ほど置いてありますが、一個だけではなく三つ置いてあるのは、どれか一個故障したら地震が感じられなくなって、施設がちゃんと止まらないなんていうことが無いようにしています。緊急全停止ができるようにとか、それから設定震度以下であってもあらかじめ決めた対応マニュアルにしたがって点検、安全確認、報告、連絡、相談というようなことをして、状況に応じて的確な措置が取れるようにする、というようなことです。で、これですが阪神・淡路大震災を機にわが国の建築基準法の規制が強化されたわけでございます。その細かい話に見えますけど建家層せん断力

係数というのが決まっているのですが、その基準の 1.5 倍の係数。これがどういう係数かと申しますと、だいたい原子力発電所ぐらいの強さがある施設になっているということになります。

火災対策ですが、油を使う、というか PCB は油ですので、そういうところには水を使わない。水は管理棟の方です。こちらの方は不活性ガス消火設備と書いてありますが、それに応じた設備を付けていくということです。またこういうところも重要でして、雷がボンと落ちて火事になることの無いようにしなければいけないし、また電気設備から火花が散って燃えやすい空気があって、ということになりますと火がついてしまいますので、火花が飛ばないようにする。それとこういうようなタンクは窒素で中を封印してるのですが、そういうようなことで燃えるガスが出ないようになっています。

それから浸水ですが、逢妻男川これに対して位置が高くなります。

情報公開。これはちょっと別の切り口になりますが、豊田市からの受入条件では「地域で理解される事業を目指して、PCB 処理事業全般に係る情報を統合管理し、その公開に努めること」という条件をいただいています。また PCB 適正処理ガイドラインについても従っていきます。このガイドラインでは「PCB 処理情報センターが集約した情報は、見学者が閲覧できるようにするほか、市民が容易に情報を入手できるよう適切な方法による公開に努めること」ということになっています。

そこで私どもは、まず施設についての対応ですが、3 つ書いてあります。一つは見学ルート。ほとんどの工程を安全に見学できるようにする。ほとんど見られるようにするわけですが、一部 ITV、モニター画面を通じて見ていただくところがある。これも加えて全部見れるようにしてしまおう、ということです。プレゼンテーションルームと書いてありますが、90 人の収容規模で、施設は全体はどういうふうにできているとか、処理の安全性はどういうふうに担保できているかという事をわかりやすくご紹介できるようなビデオをここで流すことを考えています。それから情報公開ルームというのをまた別に作りまして、リアルタイムで各行程の運転状況がわかるようにとか、モニタリングの結果などを集めて表示するとか、そういったことをしよう。これが施設の対応ですが、市民の方がわかりやすくということで私ども考えましたのはホームページ上に、PCB 廃棄物に係る情報を掲載しよう。こういうふうに積極的に情報を公開することで、信頼され安心感のある安全な施設であるということをおわかりいただけるようにしながら事業を進めていきたいという考えです。

これがスケジュールですが、今はこの辺です。これから都市計画の手続き、施設の設置許可手続き、環境保全協定などの手続きです。それと平行して、今プラント設計とか建築設計とかをやっているわけですが、その設計が終

わかりましたら許可をいただいて工事をしていくという事になります。

今、非常に早口で短い時間でしたが、施設の概要、それから私どもが行おうとしております安全対策、情報公開の内容を説明させていただきました。お手元の資料にあります、この資料の内容でわかり難いような点がありましたら豊田事業所の方にお問合せいただければ幸いです。どうも早口で大変失礼をいたしました、ありがとうございました。

藤江委員長

ありがとうございました。ただいま PCB 処理事業についての概要並びに施設の概要についての話をいただきました。この件につきまして何か質問ございましたら。いかがでしょうか。

委員

ただ今の環境事業団の部長様からの説明で非常によくわかりました。処理方式、処理システムのテクニカル面で、かなり集中的に安心だということのご説明だったと思いますが、この委員会の趣旨はそういったテクニカルな部分も含めてトータルで見た時の安全といってるものですから、今回の PCB 処理事業に対しまして、環境事業団様がおやりになられることによって、安全の保障というのはどのくらい充実していただけるものなのか、その辺が豊田市の市民の皆様が一番注目していることだと思うのですが、それについてご説明いただくと助かりますけれども。

藤江委員長

ではお願いいたします。

環境事業団（鍋木部長）

私どもの事業につきましてお話をさせていただいたわけですが、先生からご質問がございましたように、テクニカルな面だけではなくて全体のシステムがどうなっているのか、ということが非常に重要な点です。私どもはこの事業は国の事業としてやっていますということを今の説明の中でも何度か申しましたけれど、元々日本国民として世界への責任を果たすために、とにかく 30 年間処理できずにいた PCB 廃棄物を一定の期間にわが国から無くしてしまう、ということで国の事業として始めたものです。それを具体的に実施していくのが私どもの仕事ということで、他の全ての民間事業とは違う枠組みになっています。具体的には国が補助金とか借入金の債務保証とかで財政的な裏打ちをしてくださっている。それと例えば、本日環境省の方が来られていますが、私どもの環

環境事業団に環境省からの出向者が私も含めて来ている。それだけではなくて豊田事業所には、愛知県からも豊田市からも人材をいただいております、国も地方公共団体もみんなでいっしょになってこのPCB廃棄物をちゃんと処理していこうというような体制、それで施設の整備をして運転をちゃんとやっていこうという体制になっているという点。それと事業検討委員会というのがありますという話をいたしました、これもPCBの処理に長年、30年間ずっと携わってこられたような先生も含め、わが国を代表する一流の学識者が環境事業団の事業の処理方式、それから環境安全対策についての討議をしてくださって、数々の報告書に取りまとめてくださっています。こういう様々な方のご支援、ご協力等一致団結した力でPCB廃棄物を処理していくという点が、この国策事業としての私どもの仕事の、他の全ての民間事業と違う点かなと思っております。

委員

質問もう一つよろしいですか。今おっしゃっていただきましたのが、国策事業として、わが国の中から非常に難処理性の高いものを早く安全性を確保して処理をしようということでの取り組みだということがよくわかりました。もう少し具体的にお伺いしたいのですが、例えばこの地区でも近くのところで民間が主体になって、生産者責任という観点から処理をなさっていこうと考えてらっしゃるところがありますけれども、その辺とのもう少し大きな違いというのはどういうところにあるのか、端的に教えていただけないでしょうか。

環境事業団（鍋木部長）

端的に一言で申しますと、私どもの事業は国と、地方公共団体と、技術を開発した様々なメーカー、今度、今近くでお考えのところは外国から技術を導入しておやりになるということですが、私どものところは様々なメーカーが開発した技術について、あなたならどうしますかという技術提案を公募いたしまして、その公募して提案された技術の中で最もこの場所でふさわしいのは何だろうか、ということをお先生方にご議論いただいたりして決めていくという、そういうやり方で、様々な方々のご参画とお知恵をいただきながら進めているという点が、ちょっと違うかもしれないと思っている点です。

藤江委員長

よろしいですか。

委員

はい

藤江委員長

ありがとうございます。この事業は北九州事業に次いで 2 番目に認可された事業でありまして、万一といったら申し訳ないんですけども、もしものことがあると国全体の PCB の処理に大きな影響が出る。場合によっては止まってしまうかもしれないということで、非常に大きな責任を持ってやっていただくということであろうかと思えます。これは市民にとっても大きな関心事であるわけですから、十分安全を配慮した上でやっていただけると期待しております。

委員

安全に対する信頼性評価、例えばプラント設計する上で、F T A だとか F M E A だとかいう信頼性評価の指標がございますね。そういう面での具体的なものというのは何か検討されたものはありますか。

環境事業団（楠木部長）

お手元にあります資料 1 2 の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の安全設計について」という冊子ですが、ここでやりました手法が今お話でありました、Fault Tree Analysis (F T A) というような手法だとか H A Z O P とかそのようなものの結果です。ただこれは、最初の 3 ページが基本的な考え方で、その後別添として北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の安全設計についてというものが付いています。今この段階では、北九州の設計内容について北九州事業部会でやっていただいた安全設計の解析の概要を元に、事業検討委員会全体でご議論いただいて、こういうやり方を基本としてそれぞれの地域の設計段階でそれぞれ詳細な安全解析をやっていこうと、そしてその結果を施設の詳細設計と運転に生かしていこうと考えております。

折込になっております A 3 版の紙の一番最初のところですが、これの「はじめに」というところに、北九州の施設を対象としましたリスクマネジメントの考え方に立って全体の安全性を確保しています。フェイルセーフ、先程ご覧いただきました絵の詳しい版でございますが、プロセスの安全設計とか組み合わせの方法でやっているわけですが、これの 5 行目ですけれども、施設設計及び施設運用に生かすことにより安全性の一層の向上を図るというために使っていくということでございます。細かな解析結果というのは、私どものところにはあるのでございますけど、非常に膨大ななのでこの冊子の中には入れていません。

委員

いただかなくても結構ですが、例えば4分の3ページの安全設計の概要という形でですね、細かく色々やられていますよね。こういう形で全て信頼設計をしているということでもよろしいでしょうか。例えばセンサー類などでいえば、ダブルで制御していても両方同時に故障した場合にはどうするんだ。というようなところまで解析がされていると思うので、それをきちっとやっていただければ結構かなというふうには思います。

環境事業団（鍋木部長）

そのような格好で、4分の3ページにありますような設計をしているというところでは。

藤江委員長

それでは時間もきておりますので次の議題4に移ります。議題4の収集運搬について、環境省からまずガイドラインについて説明いただき、続いて事務局より運搬体制及び市内の搬入ルートについて説明をお願いします。

環境省産業廃棄物課（吉澤課長補佐）

資料4-1に基づきまして、収集運搬ガイドラインについて説明させていただきます。このガイドラインは、PCB廃棄物を安全に且つ効率的に収集運搬するために必要な技術的な方法や実施にあたっての留意事項を具体的に示したものです。今回、こちらの委員会に持ってきた資料はその骨子を示したもので、資料をみてもらうと1つ1つ項目ごとに四角で書いてありますけれども、ガイドラインとしてはこの1つの四角に対して1ページないし2ページぐらいの解説を示したいと考えています。この収集運搬のやり方や規制については、廃棄物処理法の中で収集運搬基準として定められておりますが、その具体的な姿を示したものがこのガイドラインという形になります。PCB廃棄物に関しては、三十数年来保管が続き、収集運搬を広域的に集中的にやるということでは今回が最初ということになります。そんな訳で、平成13年、平成14年の2ヶ年にかけて検討委員会を設置して、ガイドラインの策定に向けて検討してきました。その報告書を環境省としていただき、ガイドライン化する作業を今行っているところです。その検討委員会の中で、様々なPCBの適性に応じた収集運搬の新しい考え方ができております。それに関しては、現在廃棄物処理法に定められております基準というものを改正していかなければなりませんので、改正作業のほうも並行して今進めているところです。また、このガイドラインについては、全国的な見地から今の内容を明らかにしたのですが、地域特性を見

すえて地域的な条件についてもこれを具備するという形で取りまとめております。具体的にどのように反映させていくかということについては、改正の話がこの後資料4 - 2で多分話があるかと思いますが、4県協議会の中で運搬計画等を協議いただいて収集運搬業者に対して統一的に指導していただくとか、環境事業団の受入計画の形で反映させていただくということを考えているところです。

それでは、中身についてざっとお話させていただきます。1ページ目は目次になっております。大体このような姿であるというのは目次をみてもらえれば分かると思います。第1章、第2章、第3章というところで、収集運搬における各段階、つまり車に入れる、車から降ろす、運搬容器にPCB廃棄物を入れるあるいは出すといった様々な段階における留意事項等を第2章で、また運搬容器をどういうものにするかは第3章というところでまとめています。第4章はどちらかというソフト的な面のことで、安全管理であるとか運行管理はどうなるべきかということが書かれています。第5章は緊急時の対策ということで、万が一の時を想定してどんなことをするべきか、まあこんなような形で全体をまとめております。

ではページをめくっていただいて、2ページ、3ページ目は第1章の中身のことが書いてありますが、こちらはガイドラインの位置付けといったことが書いてあります。特に1.2の適用範囲のところを見ていただきますと、このガイドラインの対象者として収集運搬業者は当然対象ですが、収集運搬業者に運搬を委託する保管事業者もきちんと事前調査するということが非常に重要で、事前に調査し漏れがない事を確認して収集運搬中に漏れることが無い形で収集運搬を行うため、そういう事前調査の必要性等も含めて保管事業者もこのガイドラインの対象者としております。

藤江委員長

岡本委員急用のため退席されます。どうもごくろうさまでした。

(岡本委員退席)

続けてください。

環境省産業廃棄物課(吉澤課長補佐)

1.4は関係法令ということで、先程述べた廃棄物処理法やその他に労働安全衛生法、消防法等の関係法令に関してまとめております。続いて4ページ、5ページの見開きには第2章の内容が書いてあります。第2章は、収集運搬の様々な段階における留意事項を取りまとめているところです。2.1では事前調査の重要性を述べております。2.2では収集運搬の各段階の、積込み、積下し、積替え

保管、液抜きといったことの留意事項をまとめております。2.3 においては、表示ということですが、PCB 廃棄物を収集する車、収集運搬する容器、これらには PCB を運んでいる旨の表示をしなければいけないことを明記しております。その他、2.4 携行書類のところですが、収集運搬を行う者が、PCB 廃棄物を収集運搬する際に持っていなければならない文書ということで、PCB 廃棄物を取扱う際に注意すべき事項とか、その他必要な書類として後程第 5 章で話をさせていただき緊急時対応マニュアルといったものを持ち運ばなければならないことを明記しています。それから 6 ページ目をお開き下さい。6 ページ目は第 3 章の運搬容器という章で、PCB 廃棄物を運搬する容器はこういうのでなければならないということをここでまとめています。国際的には、国連勧告に基づいた国際輸送用の運搬容器として PCB を運搬する容器という定めがありますが、日本国内ではそれが定めてあるのはまだ船舶輸送で国際的に輸送する場合しかありませんで、それに基づいてガイドラインにとり入れているところです。密閉できる、その他漏洩防止など必要な措置ができる容器ということで、具体的には 3.2 に列記してあるような運搬容器になります。 から までがいわゆる国連勧告の定めにある容器でして、 から までが消防法の定めにあるものです。勿論、消防法の定めにある容器も国連勧告の性能を持ちえた容器ということですが、3.3 運搬容器の試験という項がありますが、運搬容器は所要の試験に合格したものでなければならないとしたところです。また、3.4 は運搬容器の選定方法について述べています。3.2 を見ていただければ、少なくとも液体用と固体用は容器が違うということが分かりますが、ここでは PCB 廃棄物の種類によってどういった運搬容器を使わなければいけないのかを述べています。続きまして、7 ページは第 4 章安全管理・運行管理でいうことでソフト面の話が書いてあるところです。特に重要となるのが、4.1 安全管理の体制でして、収集運搬を行う者は、いわゆる安全管理の責任者でありますとか運行管理の責任者を置いてその体制をきちんと構築した上で、従業員つまり収集運搬に従事する人に、作業の内容や取扱いの留意事項を周知徹底する必要があること。そして 4.2 にあるとおり、きちんと従事する者に対し教育を受けさせることを明記しています。その他、4.3 で収集運搬を行うに際してきちんと運搬計画をつくることは勿論の事ながら、4.4 の運行管理で述べているとおり、運搬車両ごとに運行状況を把握できるようなシステムを導入しなければならないことを述べています。4.5 の届出のところは、PCB 特別措置法の中でももちろん保管状況について届出されているところですが、処理をしたとかどこに移動したとかの状況についても PCB 特別措置法に基づいて届出しなければならないことになっています。その旨をこちらの方に述べているところです。それから 8 ページ目ですが、これは第 5 章緊急時の対策ということですが、もちろん 5.1 にあるとおり、事故の未然防止が最も重

要で、事故がおきないような措置を講ずることが大切ですが、万が一ということを踏まえて、5.2 緊急連絡体制の項の中で収集運搬を行う者は、事故等緊急時における関係者への連絡体制をあらかじめ整備しておかなければならない。これについては、広域的な収集運搬ということになるため、この関係者というところには都道府県の関係部局が入ってくるようになるかと思えます。その中できちんと連絡体制を組んでいくということです。また、(2)で緊急時対応マニュアルを携帯しなければならないということを述べています。救急時対応マニュアルは、印で中身の方をざっと書いてありますが、緊急時の措置方法、緊急通報すべき事項、緊急連絡先、火災・漏洩時にどういった対応をとって災害を最小限に留めるとか、暴露・接触した場合の応急措置はどうしたらよいのかという事項をまとめたものです。いわゆる化学薬品や化学物質を製品として運ぶ人が、イエローカードといったものを持っていますが、同じような内容のもので、作成する時もそれを参考にしながら作っていきたいと思っております。緊急時対応マニュアルの雛型みたいなものをこの解説に付けていくつもりです。また、5.3 緊急時の措置ということで、緊急時対応マニュアルに基づいて必要な応急措置、防災対策がとられるよう述べています。以上簡単ですが、収集運搬ガイドラインの骨子の説明とさせていただきます。

藤江委員長

ありがとうございました。それでは、引き続いて事務局から収集運搬体制づくり及び市内運搬ルートについて説明をお願いします。

宇井環境保全課長

それではお手元の資料4 - 2をお願いします。PCB 処理については、処理という事業と収集運搬があります。処理については、環境事業団から先程説明があったように安全に配慮しながら実施していきます。ここでは収集運搬について説明させていただきます。

まず1番目に現行の法体系について簡単にお話させていただきます。PCB 廃棄物は特別管理産業廃棄物に該当します。廃棄物処理法の中でそのように規定されています。廃棄物とはなんぞやという話ですが、参考までに述べますと、資料のア、イですが、産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥など19種類が定められております。それ以外の廃棄物は一般廃棄物となります。日常の生活からでるごみやし尿等は一般廃棄物ということになります。この廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性など人の健康や生活環境に被害を生じるおそれのあるものを、特別に決めまして、一般廃棄物については特別管理一般廃棄物、産業廃棄物については特別管理産業廃棄物と区分して厳し

い基準を設けています。(2)ですが、PCB 廃棄物の収集運搬の基準について廃棄物処理法の中でアからカまで、このような基準が設けられています。印のところですが、廃棄物処理法には他に積替え基準があります。また、先程環境省の方が説明されたように、収集運搬ガイドラインの中にも積替え基準が設けられております。ところが、市が提示した豊田市 PCB 適正処理ガイドラインでは、本事業では市内の積替えは認めないとの禁止規定を設けており、市内では積替えはできないことになっています。次に(3)ですが、産業廃棄物の処理の仕組みですが、排出者責任ということで、事業活動に伴って出た廃棄物を自ら適正に処理するか又は他の人に委託して処理するという責任があります。業として収集運搬する場合には、県又は保健所設置市の市長の許可が必要になります。誰でも運べるということではありません。2 ページ目をお開けください。ウに示すマニフェスト制度というものがあります。排出事業者責任において、適正に収集運搬され確実に処理されていることを排出事業者が確認していくシステムです。産業廃棄物管理票、これがマニフェストと呼ばれるものですが、これを交付して逐次排出事業者が廃棄物がどのように処理をされているかといったことを確認できるものです。(4)でマニフェストの流れということで、排出事業者、次に処理業者これは中間処理業者になりますが、それと最終処分業者、これらの間で収集運搬業者がありますが、その都度マニフェストが動いていきます。どこでどのように処理されたかが排出事業者の方にマニフェストが帰ってきますので、それによって確認することができます。そういったシステムです。次に3 ページですが、国の PCB 廃棄物の収集運搬の整備ですが、これについては先程説明があったとおりですので、それに沿って収集運搬体制を整備していきます。次に3 番目ですが、東海地区広域協議会における広域収集運搬体制づくりですが、4 県から本市へ PCB 廃棄物が運ばれてきます。その収集運搬体制について、4 県が足並みを揃えながら安全かつ確実に処理していこうと今体制づくりをやっています。これが今年の5月23日に環境省の音頭で、東海4 県並びに保健所設置市の7 市によって広域協議会が設立されたところです。構成については、先に述べたように4 県と保健所設置市7 市で構成されています。なお、特別会員ということで環境事業団、オブザーバーとして環境省が入っています。協議会での検討事項については、アからエの大きな4 つの柱があります。アは PCB 廃棄物の安全対策に関する事項で、特に事故等緊急時が発生した場合どのように対応していくかということについて万全を期して検討していきたいと考えております。次にイですが、PCB 廃棄物の収集運搬に関する事項ということで、特に(ウ)のように GPS システムを用いて車両運行管理システムを構築していこうということで、PCB を運んでいる車が今何処をどのように通っているか事故を起こしていないか、そういうことが分かるシステム

を構築していきたいということで検討していきます。ウはPCB廃棄物処理計画に関する事項で、適切にPCB廃棄物を処理していくため処理計画を作成していくということです。先に述べたように、豊田市を最初に処理していく、それから愛知県、他の3県というふうにやっていくわけですが、一挙に環境事業団の施設の方に運んでもストックできませんので、処理能力を一杯に働かせながら安全に平成28年までに処理するというので処理計画を検討していくということです。エはその他PCB廃棄物の処理事業に関する重要事項ですが、これらの4点について検討していこうと今動いているところです。現在2回の会議を開催しています。今後は、より効率的に運営するため、「情報管理」、「収集運搬」、「処理計画」、「緊急時連絡体制」といったワーキンググループを作りながら煮詰めてオーソライズしていこうと今進めているところです。体制づくりについては以上です。

次に市内の運搬ルートということで、資料4-3とあるA3の資料を開いていただきたいと思います。印のところに書いてありますが、19自治区にこういう提案をさせていただいております。今年の7月18日に地元の方にご提案させていただいてこういう考え方でいいというご了解を頂いております。また、東海地区広域協議会でも8月28日に提案して協議いただいているところです。具体的な内容について今から説明させていただきます。施設搬入ルートということで、施設周辺からどのように施設に搬入させるかということです。右ページの図1を見てください。としては、国道153号線、図の上の方にある道路ですが、こちらから入って広久手下細谷線を南下して施設設置場所まで運んでもらうことを考えています。それから、の国道155号線からの搬入ルートとしまして、南側の方に国道155号線がありますが、こちらから今後は逆に北に広久手下細谷線をあがって処理施設設置場所まで運んでもらうことを考えております。としては、東名高速道路からの搬入ということで、豊田インターを降りて、土橋町1丁目を左折して行って国道155号線から同じように施設に入っていただきます。施設周辺まで来た場合には、こういう搬入ルートで入っていただくということで、あちこちからばらばらに入ってくるよりも同じ道で安全な道を通って事故がないように入ってもらうことが主旨でこういうルートを設定させていただこうと考えております。それから2番目ですが、施設周辺まで来るにはどういうルートをきていただいたらいいのかというものです。まず(1)として、市内からのルートですが、これについては原則国道を利用するというものです。狭い道で事故が起こる可能性の多いところではなく国道の広い道を通って入っていただくというものです。近くに国道がないところについては、都市計画道路等の幅員の広い道路を優先して使用して施設に搬入していただくというものです。(2)の県内からのルートということですが、原

則高速道路や国道を利用して豊田市内へ入っていただこうと考えています。隣接の市においては、すぐ国道に入ることができない場合には、都市計画道路等の幅員の広い道路を利用して国道に入っていただいて施設まできてもらうという方法をお願いしております。次に(3)の県外からのルートですが、これは東名高速道路を通過して必ず施設に入ってもらうことで限定させてもらっています。ただ、いろいろな地区がありまして、無理なところもあるように聞いていますが今後協議しながらできるだけ高速道路から入っていただくことを考えています。特に2005年には東海環状等の高速道路網が整備されるので、支障なく高速道路を利用して市内へ運び込むことができるのではないかと考えています。安全確実に運んでいただくため、このようにルート設定をさせていただいております。以上です。

藤江委員長

ただ今、収集運搬そして搬入ルートの取組みについて説明いただきましたが、この点に関して質問がございますでしょうか。

委員

地元の土橋ですが、収集運搬車が通るということで住民は非常に不安に思っております。搬入業者、そして運転手に徹底的な教育をしていただきたい。また、高速から下りて土橋町1丁目ですが、ちょうどこの時間帯が、朝7時から8時半くらいが非常にラッシュです。ここにこういったトラックが入ってくると住民にとって事故があると非常に危険ですので、この時間帯は是非とも避けてもらいたい。それとここに日に10台の搬入トラックが入ってくると書いてありますが、環境事業団の施設の中に10台分のトラックが待機する場所があるのか、例えば時間帯がきっちり、お宅(の業者)は何時から何時と指定すればいいのですが、まとめてきた時に何処で待機するのか。こういう場所も確保していただきたい。以上2点についてよろしく。

藤江委員長

その点について、ご回答いただくことがありますか。では、事務局お願いします。

宇井環境保全課長

市に関する事について答えさせていただきます。従業員教育は当然やっていかなければいけないということです。それと説明がしてなかったですが、市は収集運搬事業者と協定を結びながらその中で監視をしていくつもりです。協

定内容にそういった従業員教育をなささいという項目を盛り込んで徹底させていきたい。あと時間帯については、ご要望のとおりやっていきたいということと、もう1つは子ども達の通学時間は避けることで収集運搬事業者に徹底させていくことで環境事業団と調整が済んでおり、その方向でやれるというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

藤江委員長

環境事業団の方は何かありますか。

環境事業団（楠木部長）

一時保管につきましては、市と環境保全協定を締結させていただく機会がございまして、例えば北九州事業の場合は、受入基準と受入計画を協定で定めることとなっておりますが、トヨタではジャストインタイムという事例がありますので、そういう考え方でうまくいく方法を考えていきたいと考えております。

藤江委員長

他に質問等がありますでしょうか。

委員

液体を運搬するのですが、教えていただきたいのですが、材質はどういうタンク材質のものを使うのでしょうか。

環境省産業廃棄物課(吉澤課長補佐)

様々な材質のものがあるのですが、資料には仕様をつけておりませんが、国連勧告に基づいたPCB廃棄物の固体用、液体用の容器がありまして、いま質問にあった液体であれば液体用の容器にはこういったものでやるという定めがあってこれを遵守してもらうことを考えております。ある1つということではなくていくつか種類があります。

委員

運搬するうえで、例えばシール材とか、そういった部分からの漏れが心配される。所定の決められた材質のチェック機能はどこかにあるのか。

環境省産業廃棄物課(吉澤課長補佐)

運搬容器の定めは、法律においてはこれがまさに収集運搬基準ですが、この基準を遵守するということが廃棄物処理法上で取扱いが定められればそれを遵

守していただくということであります。具体的には収集運搬事業者を指導等を行う都道府県・政令市が規制を行っていくこととなります。またシール材からのという話がありましたが、運搬容器に入れる際、PCB 廃棄物についてその漏洩防止を図るという項目がありまして、目止め等を行ってきちっと漏洩防止を図った形で運搬容器に入れていただくことを期待しています。

委員

書類上はそういう決め事でしょうが、そのチェック機能は、それぞれが守れないということで検査する場所とかはないわけですか。

環境省産業廃棄物課(吉澤課長補佐)

運搬については試験をした運搬容器を使わなければいけないが、これを収集運搬業者が使うということに対しては、廃棄物処理法の中で PCB 廃棄物を収集運搬する方であれば、廃棄物を収集運搬しますと都道府県ないし政令市の方へ届出します。その時 PCB 廃棄物を確かに運搬できる容器を持っているとか、車を持っている等がきちんとチェックされることとなります。

委員

県外からいろいろ来るものですから、そういう意味でのチェックをしっかりとやらないと困ると思います。

藤江委員長

環境事業団の方でなにかありますか。

環境事業団(鍋木部長)

PCB に関して、液体の運搬容器、要は普通に使われているドラム缶ですが、ヨーロッパでは各国の間で移動しておりました。今、ヨーロッパの国々では殆んど処理が終わってしまって、日本では遅れているのですが、ヨーロッパなどで動かしていた時に用いられていた UN マークという刻印があって、これはドラム缶でも本当に PCB を運んでも大丈夫かということで、試験方法が決められております。その試験に合格するかどうかは、日本では(財)日本船舶用品検定協会、そういうところが試験を行い合格であれば 5 年間有効となります。私もでは、液体に関してはそういうものでないと施設の受入基準ではねてしまうことを考えております。

それとトランスとかコンデンサについても、豊田市で検討がなされた時にインナーコンテナを使用するということがありましたのでそういった形を基本と

してまいります。大きさ的に入らないものをどうするかという相談をまだしなければいけないのですが、原則としてはインナーコンテナでやることを念頭に、そうじゃないと受け入れないとすれば不適切な運搬について相当抑止力になると考えております。

藤江委員長

他にになにかありますか。

委員

施設への搬入ルートについてですが、国道とか幅員の広い道路を使用することで説明を受けたところですが、例えば今後この事業が実際に行われるとき、国道等の交通事故の発生率が今より高い状況になったときには、警察署等と連携し随時対応を協議していくのでしょうか。

藤江委員長

事務局どうぞ。

宇井環境保全課長

そういう情報が入った場合には、当然考えていかなければいけないと思いますが、現在の段階では東海4県の協議会の中で警察の方にも情報提供しながらやっていけたらということで、緊急時の対応についても愛知県と歩調を合わせながら今やっているところです。事故防止のための万全の対策をとっていきたいと考えております。事故は絶対に起きないとはいいきれませんので、それも十年に渡って搬入するわけですから、万一の場合にどれだけ確率を少なくするか、また起きた場合でも被害をどれだけ最小限にするかといったことを、ここにお見えの消防署の方とか、また警察の方とも連携しながらやっていこうということで今取組んでいるところです。

藤江委員長

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。また後でありましたらその時をお願いします。それではこの議題についてはここまでとします。

次にその他ということですが、何か事務局から議題はございますか。

宇井環境保全課長

いえ、特にございません。

藤江委員長

それでは全体的なことと申し上げましたけれども、全体的なことでご質問でもご意見でも結構ですのでございましたら、いかがでしょうか。

委員

地震の場合ですけれども、大変難しい話だと思っておりますけれども、中で使われる薬品、溶剤関係がいろいろあると思っておりますけれども、そういう薬品が混合して爆発するような、そういう状況はございますでしょうか。例えば、A薬品、B薬品、C薬品の3つが重なった時には爆発する又は火災が起きるとか、そういうような観点からのご検討は。

環境事業団(鍋木部長)

幸か不幸かですね、PCB 廃棄物しか扱わないものですから、極々限られたものしか使いません。今使うものは、一つは脱塩素化剤という物、それから絶縁油と洗浄用の溶剤です。それらは混ぜ合わせてもどうってことはなく、爆発することはありません。ようするに、例えば、ナトリウムでも今回使うナトリウム剤というのは、油で包んだような、油の中に分散させたものになるのですが、そうでないただの金属ナトリウムだと禁水性で危なくなったりいたします。ここでは使いませんが、水素爆発とか、爆発で有名な物質が色々ありますけど、そういうものはありません。

委員

二次的にガスが発生して、それが有害だとそういうようなことはありませんか。

環境事業団(鍋木部長)

そういったことはありません。幸い商売がPCB だけですので、毎日毎日PCB 廃棄物の処理しかやらないから、他の色んな物をつくり出していく化学工場とは随分異なりますので、その点は大丈夫です。

委員

洗浄用の溶剤というのは、それはどのようなものですか。

環境事業団(児玉審議役)

洗浄用の溶剤はですね、先日いろいろ問題になりましたような有機塩素系のものではなく、塩素を含まない有機溶剤を計画しております。NS クリーン 230

というもので、引火点が 102 ということで、溶剤の中では非常に引火点が高い物です。

藤江委員長

他にはいかがでしょうか。

委員

北九州と豊田の建物の設置の条件が多分違ってると思いますが、豊田の場合は河川に近傍の河床堆積物のところに建てようとしている。そういう時に例えば最初の説明で 1 階が駐車場になっているようなちょっと耐震性には弱いような構造を考えられているのですが、豊田の事業の建物の方はある程度原子力発電所のように強く作られていると説明されていますが、工夫されているようなところがありましたら教えてください。

環境事業団(児玉審議役)

ご説明させていただきます。

地震の方は、設計強度といたしましては、東海大地震の時に想定されている震度マップによると豊田のあの地区は震度 6 ということです。それからもう一点、上物がしっかりしていても基礎が大事だということはおっしゃる通りでありまして、あの地区は比較的地盤が良い洪積層のところへ杭を打つということで 25メートルの杭を考えておりまして、洪積層の上にしっかりと杭を打ちまして、その上に建物を建てるということで、洪積層は沖積層と違ひまして、非常に昔からのしっかりとした地盤でありますので、そういう意味でも例示した両面から万全の対応をしていくということです。

藤江委員長

よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。

環境事業団(児玉審議役)

すみません。訂正します。15メートルで洪積層まで到達いたします。

委員

私の理解しているところでは、先程も環境事業団の方が PCB の処理は我が国は大変遅れていて先進諸外国の殆どが終わっている、その中で今回のより安全なシステムというものが盛り込まれてこういう形になっていると、そういう理解でございます。

諸外国ではどういう具体的な安全対策がとられ、市民の皆様方の中で安全の監視システムはどうかですか、そのようなところの比較というのか、もう少し皆様に分かっていただけるようなものがありましたら、今でなくても結構ですので、よりわかり易い資料を、またもっと言いますと、委員長もおっしゃったように全国民が豊田市を注目しておりますので、そういう点でも比較をし、それにまた今のシステムで考えている安全対策に対して、もし参考になる所があれば、今後、検討項目として反映していただけますようお願いいたします。

藤江委員長

そうですね、ヨーロッパのそうした経験を勉強しない手はないと思いますので、もし機会があれば今回でなくても結構ですので、どういう経験をして、どういう仕組みにしていってか、或いは場合によってはどういう問題が起こったかというようなことまでありましたら、情報を開示していただけるといろいろ議論がし易いと思います。

他にはよろしいでしょうか。

委員

あの隣が私共の技術本館なのですが、処理施設の建物には窓はありますでしょうか。要は、窓から外が見えるのか見えないのか。中から外が見えるのか見えないのか。

環境事業団(近藤所長)

処理をする部分につきましては、窓はありません。消防用の非常用緊急出入口、防火扉がありますが、中からも外からも見えることはありません。

委員

見学者の方が見ることはできるんですね。おそらく私どもの建物よりちょっと高くなるものですから。隣が技術本館という建物ですから。

環境事業団(鍋木部長)

それはまた、個別にご相談をさせていただきます。

藤江委員長

それでは大体ご意見も出尽くしたと思いますので、これで本日予定された議題は全て終了いたしました。ここで確認したいのですが、本日この資料の取扱

いにつきましては、これは公開ということによろしいのでしょうか。

宇井環境保全課長

はい、結構でございます。

藤江委員長

それでは皆さん、公開ということですので、有効にお使いいただければと思います。それでは司会を事務局にお返し致します。

司会(調環境部専門監)

長時間に渡りまして、恐縮ですがありがとうございました。次回の開催予定につきまして、事務局よりご連絡申し上げます。

宇井環境保全課長

失礼いたします。この場をお借りしまして次回のご連絡をさせていただきたいと思っております。安全監視委員会の第2回目ということでご案内申し上げておりますけれども、現地を実際に見ていただいて実感を感じていただくということで、共同企業体の中の神鋼環境ソリューションというのが兵庫県にあります、ここに実証プラントがございます。そちらのほうに見学に行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。そういうことで、できる限り皆さんにご出席をしていただきたいと思いますので、お手元に日程調整用のアンケート用紙をお配りしてありますが、これを10月10日頃までにFAXまたは返信用封筒でこちらのほうへ送っていただければありがたいと思っております。それで、決定次第すぐご連絡させていただきたいとおもいますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

司会(調環境部専門監)

それではここで閉会にあたりまして、成田環境部長のより挨拶申し上げます。

成田部長

予定しました時間を相当オーバーしまして、熱心にご討議いただきましてありがとうございます。藤江先生や各委員の皆様方、それから各機関の皆様方、本当にありがとうございます。当初、市長が申しあげましたように、市の責務というのはこの事業を進めるにあたって、全てが安全になされるという、これ一点でございます。そういう意味で我々はこの事業についての監視、あらゆる対応というものをしていきたい、というふうに思います。その意味でこの委員

会の果たす役割というのは非常に大きいと思います。今後またご迷惑をおかけするかと思いますが、その辺よろしくお願ひしたいと思います。なお、たくさんの方の傍聴の皆様方お越しくださいましたけれども、この事業、私どもそういう姿勢でやっていきますので、どうか同様に広い視野の中でご協力いただきますこと、この事業が安全に推進されますことをお願ひ申し上げまして、閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

司会(調環境部専門監)

以上を持ちまして閉会といたします。なお、今部長のほうから話がありましたが、傍聴者の方におかれましては参考資料がお手元に無いということでご迷惑をおかけしました。この参考資料ですが、環境事業団あるいは豊田市環境部のホームページ、こちらの方から全部入手可能ですけれども、できる限り資料については提供をさせていただくということで、環境保全課あるいは環境事業団豊田事業所、電話番号ですが、37-2776、こちらの方に問合せをお願ひしたいと思います。

本日は皆様におかれましては、どうもご苦勞様でございました。これで閉会といたします。